

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）による改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）」に改める。

第二十五条の四を次のように改める。

第二十五条の四 公務における旅行中に係る管理職員特別勤務手当については、旅行目的地において給与条例第十七条の四第一項又は第二項の勤務をした場合でその勤務に従事した時間が明確に証明できるものに限り支給するものとする。
様式第十七号を次のように改める。

